

IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準) — 現行基準と 2015 年修正の概要 —

公認会計士 ひぐち なおふみ
樋口 尚文

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は 2015 年 5 月 21 日に、IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準、以下「SME 基準」という。)の修正を公表した¹。

本修正は、2012 年に開始された IASB による SME 基準の包括レビュー (見直し) の成果であり、現行基準² が 2009 年に公表されてからの、各国の適用上の経験、解釈上の問題点についての利害関係者の意見及び SME 基準公表以後になされた full IFRS (IASB が公表する上場会社等向けの 1 組の会計基準のことであり、以下公式訳に従い「完全版 IFRS」という。)の変更の一部を反映している。

わが国では、完全版 IFRS は既に多くの上場

会社に任意適用され、基準等の開発動向が常に注視され大きな話題となっているが、SME 基準はあまりなじみのない会計基準と思われる³。貴重な機会をいただいたので、本稿では、SME 基準に関連する事項の簡単な紹介と、2015 年に行われた修正を中心に説明する。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. SME 基準の概要と関連する事項

(1) 現行基準の開発の背景と世界の利用状況

SME 基準は、中小企業⁴ のための 1 組の国際的な会計基準として IASB により開発が検討され、2004 年 6 月にはディスカッション・ペーパー、2007 年 7 月には公開草案が公表され、

1 2015 年修正基準及び結論の根拠については、IASB のウェブサイト (<http://www.ifrs.org> に “IFRS for SMEs” という専用のページがある。) において閲覧できる。

本文 “2015 Amendments to the IFRS for SMEs”

結論の根拠 “2015 Amendments to the IFRS for SMEs, Basis for Conclusions”

2 現行基準は、IASB のウェブサイトに登録することで、日本語訳も含め閲覧・入手できる。

3 SME 基準の全容と今後の展望については、Paul Pacter 前 IASB 理事らによる興味深い討論がなされている。

Paul Pacter・小見山満・関川正・竹村光広「前 IASB ボードメンバー Paul Pacter 氏に訊く～「中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs)」の現状と将来について～」会計・監査ジャーナル 2013 年 11 月号 9 頁以下

4 中小企業は英文では、Small and Medium-sized Entities であり、通常これを省略して SME という。

関係者からのコメントや円卓会議などを受けた議論の末、2009年に最終基準が初めて公表された。SME基準は、完全版IFRSを簡素化しているが、中小企業のために開発された別個の独立した1組の会計基準である。ただし、本文の分量は英文で230頁にすぎない。

SME基準が開発された背景として、国境を越えた投融資・信用格付け、取引先の財務情報の評価、日常の経営に関与しない国外の投資家にとっては、一般目的財務諸表のための国際的な会計基準及びその結果としての比較可能性が特に重要であることなどがあげられていた(BC37項)。

また、SME基準は、公的な説明責任を有さず、かつ、外部利用者に一般目的財務諸表を公表している会社が対象である(1.2項)。したがって、公開市場で自社の発行する有価証券が取引されるような会社(上場会社など)は公的な説明責任がありSME基準を適用できない。あるいは、金融機関のように外部者の広範なグループの受託者として資産を保持するような非公開会社も同様の理由から適用できない(1.3項)。この考え方は、2015年のSME基準修正においても変更されることなく維持されている。そして、IASBは、SME基準では数値が定められていない中小企業の定義や利用範囲は、最終的には各国の規制当局や会計基準設定主体が決定することと考えている。

2009年の最終化後、SME基準は、英国、南アフリカ、ブラジル等が適用するほかは、主に発展途上国などで使用されてきた。IFRS財団の調査によると、73か国がSME基準の適用を要求又は容認しており、さらに14か国が適用を検討中であるとされる⁵。適用とされている国の中でも、例えば、英国など9か国は、SME基準を基点に自国の非公開会社向けの会計基準と

して修正しており、これらもSME基準の適用国としてカウントしていることが注目される。

(2) 現行SME基準の概要

上記のとおり、SME基準は、中小企業を対象としていることから、完全版IFRSを基にして、簡素化をしつつ、認識、測定及び開示に関する要求事項を定めている。

まず、SME基準財務諸表作成のための、第2章「概念及び全般的な原則」は、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(1989年)を基にしている。

次に、中小企業の一般目的の財務諸表は、広範な利用者の経済的意思決定に有用な、当該企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供すること(2.2項)、及び経営者の受託責任の結果も表示すること(2.3項)などが定められている。そして、財務諸表の質的特性として、理解可能性、目的適合性、重要性、信頼性、実質優先、慎重性、完全性、比較可能性、適時性及び便益とコストの均衡について規定している。

また、資産、負債、持分、費用、収益の財務諸表の構成要素の定義、認識規準も完全版IFRSの概念フレームワークと同じであるほか、測定基礎については取得原価と公正価値の2つをあげている。

さらに、完全な1組の財務諸表の構成も、完全版IFRSと同様である。ただし、包括利益計算書及び持分変動計算書の代わりに、単一の損益及び剰余金計算書を表示する選択肢がある(3.18項)。

そして、IASBは、公的な説明責任のない中小企業、財務諸表利用者のニーズやコストと便益を比較衡量した結果、主に以下の事項を完全

5 IFRS Foundation “Financial Reporting Standards for the World Economy” (June 2015) Page 17
<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Financial-Reporting-Standards-World-Economy-June-2015.pdf> (2015年10月11日閲覧)

版 IFRS から簡素化、削除又は修正して SME 基準として開発している⁶。

- ① 連結子会社の決算日の統一について、完全版 IFRS における 3 か月の差異を許容する規定を削除し、実務上不可能でない限りとしており、差異の期間について数値基準を設けない (9.16 項)。
- ② 金融商品について、基礎的金融商品かその他の金融商品かどうかの、項目によって償却原価と公正価値のいずれかで事後測定する (11.14 項、12.8 項及び 12.9 項)。あるいは、上記規定にかかわらず IAS 第 39 号の規定を参照する選択肢がある (11.2 項(b))。
- ③ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資は、原価法、持分法、あるいは公表された価格相場のある投資の場合には純損益を通じて公正価値のいずれかで測定することを要求する (14.4 項、15.9 項)。
- ④ 投資不動産について、過大なコスト又は労力なしに公正価値を信頼性をもって測定できる場合は公正価値モデル、そうでない場合は原価モデルで測定することを要求する (16.7 項)。
- ⑤ 有形固定資産及び無形資産の事後測定は原価モデルのみであり (17.15 項、18.18 項)、再評価モデルの選択肢を削除する (BC84 項(h))⁷。
- ⑥ 開発費はすべて費用化する (18.14 項)。
- ⑦ のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を最長 10 年にわたって償却し (18.20 項、19.23 項)、非償却アプローチを削除する (なお、4.(3)を参照)。
- ⑧ 借入コストはすべて費用化する (25.2 項)。
- ⑨ 従業員給付について、確定給付制度の数理

計算上の差異を発生時に全額純損益又はその他の包括利益に認識する (28.24 項)。したがって、遅延認識 (2011 年の修正前の IAS 第 19 号では選択できていた回廊方式又は規則償却) は選択できない。

- ⑩ 法人所得税の認識と測定について、2009 年当時の IAS 第 12 号の修正公開草案を基にする (29.24 項など、なお 4.(1)を参照)。
- ⑪ 在外営業活動体の累計為替換算差額は、在外子会社等の売却時に純損益にリサイクルしない (30.13 項)⁸。

しかしながら、SME 基準は、完全版 IFRS を簡素化したといっても、これを利用して財務諸表を作成する中小企業の範囲は非常に幅が広い。そのため、各国の適用範囲の決定にもよるが、規模が相対的に大きい非公開会社から、小規模な会社まで SME 基準を利用することが想定されている。そのため、子会社を有する場合は連結財務諸表の作成が前提になっていること (9.2 項、9.3 項)、ヘッジ会計適用の選択肢もあること (第 12 章)、借手のファイナンス・リースのオンバランスが要求され (20.9 項)、その他の会計処理も IAS 第 17 号「リース」と遜色がないこと、従業員給付に関して確定給付制度がある場合は数理計算が必要になっていること (28.15 項)、及び税効果会計において資産負債法に基づき繰延税金を計算すること (29.9 項)、などが SME 基準で要求されている。

そのため、小規模な会社にとっては SME 基準財務諸表の作成負担が重いと推測するが、これらの企業は上記のような会計処理が求められる経済事象はそもそも多くは発生しないだろう

6 2009 年公表の SME 基準の開発経緯についての詳細な解説として、小見山満・石井和敏「IASB-IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準)の概要」会計・監査ジャーナル 2009 年 11 月号 41 頁以下

7 2015 年修正基準では有形固定資産の再評価モデルの選択肢が復活した (4.(2)参照)。

8 処分時に純損益に認識するという完全版 IFRS の規定 (IAS 第 21 号 48 項)とは異なっている。その背景は、中小企業が在外営業活動体の当初認識以後換算差額を追跡する負担を軽減するためであり、2015 年の SME 基準修正の過程でも、これを完全版 IFRS と整合させるべきという意見は少なかった。

とIASBは考えているのかもしれない。したがって、結論の根拠に記載のとおり、SME基準開発時に、一部の利害関係者から要望のあった、工事契約における工事完成基準の選択適用(BC142項)、税効果会計の免除規定⁹(BC145項)、連結財務諸表の作成免除(BC146項)などは認められていない。

(3) SMEIGとSME基準のQ&A

SME基準は、2009年に初めて公表されたばかりの新しい基準であり、多数の中小企業が初めて適用を開始することから、各国で適用上の課題が生じることが予想され、この適用の支援にあたるSME Implementation Group(以下「SMEIG」という。)が組成された。

SMEIGのメンバー構成や業務範囲については、IFRS財団が公表する“Terms of Reference and Operating Procedures for the SME Implementation Group”(2014年2月改訂)で定められている。すなわち、SME基準の国際的な適用の支援と、各国のSME基準の適用状況をモニタリングし、IASBにフィードバックするために、SMEIGがIASBの諮問機関として設置されている。2015年10月現在、SMEIGは世界各国及びその他の機関(世界銀行など)から26名で構成され、議長はDarrel Scott IASB理事である。SMEIGは必ずしもSME基準適用国から選任される必要はなく、12名以上30名以内で構成され筆者もメンバーの一員である。

SMEIGの業務の1つは、SME基準の利用者から寄せられる適用上の課題を、強制力のないガイダンスであるQ&Aという形でIASBの許可の下公表すること、及びQ&Aで解決できな

いような適用上の課題や、下記3で示すように、SME基準公表後に新規又は改訂された完全版の組込みの可否をIASBに提言することである。

通常、SMEIGのメンバーは物理的に集合して会議を行うことはほとんどなく、IASBスタッフから電子メールで送られてくる資料に対してコメントする形で作業が進められている。

(4) マイクロ企業向け適用指針

① 作成の背景

IFRS財団・IASBは、2013年6月に、零細規模の企業(Micro-sized Entities、以下「マイクロ企業」という。)が、SME基準の適用を支援するための指針(A Guide for Micro-sized Entities Applying the IFRS for SMEs (2009)、以下「マイクロ指針」という。全99頁)を公表した¹⁰。

SME基準の適用又は適用予定国においては、従業員が数名程度しかいないような数多くのマイクロ企業もある。

SME基準は、幅広い中小企業の適用を想定しており、要求事項の中には、作成負担が重い内容も含まれていることは(2)で既に紹介したところである。

SME基準の関係者(SMEIG、作成者、利用者など)からの要望を受けて、IASBは、既にSME基準を適用済か、将来の適用を考えているマイクロ企業が入手しやすい指針を開発することとした。そこで、SMEIGのインプットを受けた上で、IASBのスタッフがマイクロ指針を開発したものである。

なお、マイクロ指針は、マイクロ企業向けに新たに設定された「基準」ではなく、あくまでもSME基準を適用するために抜粋と参照で構

9 2015年修正基準でも、繰延税金の会計処理に関して、いわゆる未払税金アプローチは採用されなかった。この簡素化については、利害関係者から大きな支持はなく、またIASBスタッフからは、中小企業は、過去に繰延税金を算定し、会計処理を行った経験を活用できるから困難ではないと説明がなされたことも考慮された。

10 IASBのウェブサイトの“IFRS for SMEs”ページに“Guidance for micro-sized entities”として掲載されている(2015年10月閲覧。なお、閲覧には登録が必要)。

成された「指針」であり、IASB が承認した 1 組の会計基準ではない。

② マイクロ指針の概要

マイクロ指針は、SME 基準から、典型的なマイクロ企業に必要なと思われる要求事項だけを抜粋している。SME 基準を適用する上でのマイクロ企業にとって参考となるようなさらなる指針や設例を追加している項目があるものの、資産・負債・収益・費用の認識及び測定原則、表示や開示の原則を修正していない。また、マイクロ指針にて記載していない項目についての取引がある場合は、SME 基準本体を参照することになる。

IASB のプレスリリース（2013 年 6 月 27 日付）によると、マイクロ企業がマイクロ指針に準拠して一般目的財務諸表を作成することにより、財務諸表の注記や監査人の監査報告書にて、SME 基準に従って財務諸表を作成した旨を記載することができるとわざわざ言及している点が注目される。

③ マイクロ指針の適用範囲

マイクロ指針は、マイクロ企業を具体的には定義していない。各国・法域は、数値基準又は典型的な特徴の指標を示すことで、マイクロ企業の定義を示すことができる。したがって、マイクロ指針の中では、従業員数、収益や総資産規模が小規模で子会社等への投資はない、複雑な金融商品を保有又は発行しないことなどの例示にとどまっている。

3. SME 基準（2015 年版）公表の背景とその経緯

IASB は、2009 年の SME 基準の公表時より、

適用から 2 年後に包括的なレビューを開始することを計画していた（SME 基準に関する趣意書 P17 項）。今回のレビューは 2012 年の IASB の情報要請¹¹ から開始された。利害関係者のコメントを受けて SMEIG 及び IASB で議論が行われ、2013 年の公開草案¹² の公表と、これに対するコメントの検討を経て修正に至ったものである。

修正の経過を時系列に表すと下表のとおりである。

2012 年 6 月	IASB から関係者への公開の情報要請
2013 年 2 月	SMEIG が情報要請へのコメントを審議
2013 年 3 月	SMEIG が IASB に報告書を提出
2013 年 3 月～7 月	IASB において審議
2013 年 10 月	公開草案公表
2014 年 7 月	公開草案へのコメントに関する SMEIG の討議資料を IASB のウェブサイトで公表
2014 年 10 月	SMEIG によるコメント検討結果を IASB に報告 ¹³
2014 年 10 月～2015 年 2 月	IASB において審議
2015 年 5 月	修正基準の公表

4. 2015 年修正の主な項目

修正は 56 項目に及ぶが、大幅なものとしては、SME 基準の第 29 章「法人所得税」における会計処理方法の修正、並びに第 17 章「有形固定資産」に再評価モデルが導入されたことの

11 拙稿（石井和敏氏と共著）「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）の包括レビュー」会計・監査ジャーナル 2012 年 11 月号 45 頁以下

12 2013 年の公開草案の内容については、拙稿（石井和敏氏と共著）「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準）修正公開草案の概要」会計・監査ジャーナル 2014 年 2 月号 40 頁以下

みであり、その他は軽微な修正にとどまっている。SME 基準では中小企業に安定的な財務報告のプラットフォームを提供することも重視されており、完全版 IFRS ほどの頻繁に修正要望がないことが大幅な修正がなされなかった背景である。

修正された主要な項目について以下簡単に説明する。

(1) 法人所得税の簡素化

SME 基準の第 29 章「法人所得税」の会計処理の問題点として、従来、指摘されていたことは、これが完全版 IFRS からではなく、公開草案¹⁴を基に作成されたということである。しかし、当該公開草案は、結局、最終化されなかったため、IASB は本包括レビューにおいて、SME 基準を現行の IAS 第 12 号に整合させることを決定し、コメント提出者等の利害関係者からも賛同を得た。

具体的には、主に、税務当局への報告金額に関する不確実性に関連して、当期税金及び繰延税金を確率加重平均額で測定するという規定を廃止したこと、及び企業結合など一定の状況においては繰延税金を認識しないことなど、IAS 第 12 号における認識及び測定の原則に整合させる修正を行ったことである。

(2) 再評価モデルの導入

次の大幅な修正としては、完全版 IFRS の IAS 第 16 号「有形固定資産」においても選択肢となっている再評価モデルを導入したことである (17. 15B 項)。

情報要請の開始時よりこの選択肢を導入するよう、比較的多くの要望が出されていたが、公開草案の段階では中小企業間の比較可能性を担保するために会計方針の選択肢を限定するという趣旨から、導入は考えられていなかった。しかし、利害関係者からのコメント及び SMEIG の報告書 (2014 年) を踏まえて、IASB で審議された結果、導入が決定されたものである。その根拠としては、特定の法域においては、中小企業に再評価モデルの選択肢を与えないと金融機関からの融資を受けることが困難になることや、各国の会計基準において認められていた再評価モデル¹⁵が SME 基準では認められないとなると、各国基準から SME 基準への移行の障害となることなどが指摘されたためである。また、本修正は選択肢の導入であり、原価モデルを継続する中小企業に追加のコストは発生しないことも考慮された。

(3) その他の修正

① 過大なコスト又は労力

IASB は、中小企業が SME 基準を適用するにあたり困難が予測される特定の項目について、当該要求事項を遵守することで過大なコスト又は労力が発生する場合には、従わなくてもよいという免除規定を設けた (2. 14A 項から D 項)。当該免除規定を適用するかどうかは、企業の特定の状況と経営者のコストと便益の判断による。さらに、免除規定適用の判断においては、その要求事項を遵守しない結果得られない情報が財務諸表の利用者の経済的意思決定に及ぼす影響を考慮する。免除規定の適用範囲

13 SMEIG は本修正に関し検討を行った結果についての報告書を IASB に提出している (2014 年 10 月の IASB 会議で報告されている)。“IASB Staff Paper SMEIG Meeting” (October 2014) <http://www.ifrs.org/Alerts/SME/Documents/2014/SMEIG-report-Oct-2014.pdf> (2015 年 10 月 11 日閲覧)

14 IAS 第 12 号「法人所得税」の 2009 年公開草案

15 例えば、英国の中小企業向けの会計基準 (FRS102) では再評価モデルを認めているが、SME 基準適用国にカウントされている。

は、資本性金融商品への投資の公正価値での測定、企業結合時における無形資産の別個の認識、非現金で分配する際に負債を公正価値で測定すること並びに法人所得税に関する資産及び負債を相殺する要求事項に関するものである。なお、当該免除規定を適用する場合、追加の開示が必要となる。

② 採掘活動

現行のSME基準の第34章「専門的活動」においては、鉱物資源の探査、評価又は採掘(採掘活動)に従事する企業の会計処理について、他のセクションを参照するのみであって、特段の記載はなかった。公開草案へのコメントを反映して、IASBは採掘活動について、IFRS第6号の要求事項を簡素化してSME基準に組み込むこととした。

③ 持分法

2014年8月にIAS第27号が修正され、個別財務諸表に持分法を適用する選択肢が完全版IFRSにおいて復活した(9.26項(c))。SME基準は連結財務諸表の作成を基本としており、個別財務諸表の作成を要求していないことから、この修正が中小企業の主要な財務諸表に影響を及ぼすことはなく、追加的に個別財務諸表を作成する際の柔軟性がもたらされることから、完全版IFRSと同様の基準が導入されることとなった。

④ のれん又はその他の無形資産の耐用年数

のれん又はその他の無形資産の耐用年数について信頼性のある決定ができない場合には、経営者の最善の見積りが求められ、これは10年を超えてはならないとされた(19.23項)。従前は、このような場合には耐用年数を10年と推定しなければならないとされていた。

⑤ その他

上記のほかに多数の修正が行われている。修正の内容は主に、2009年のSME基準公表以後に完全版IFRSに関して公表された新規及び改訂基準の反映、要求事項の明確化及び用語の新たな定義などである。

(4) 発効日

2015年修正基準は2017年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用は認められる。また、本修正で導入された新たな要求事項について、遡及適用が実務上不可能な場合は、実務上可能である最も古い期間の期首から適用しなければならない。さらに、有形固定資産の再評価モデル及び法人所得税等の修正については、適用日から将来に向かって適用するという免除規定が設けられている。

5. SME基準の今後の展望

(1) 今後のレビュー

今回の包括レビューの審議の過程で、IASBは、およそ3年を超えない頻度で定期的に包括的な公開草案を公表することを決定した。ただし、稀にIASBがSME基準の修正を要する緊急性のある問題を識別することがあるとしている(P16項)。

この考えに従い、今後の包括レビューは修正基準の適用日のおよそ2年後から開始されることになる。これによりSME基準に安定性もたらされ、中小企業にも時間的な余裕が提供されることになる(BC264項(a))。

(2) 新規及び改訂基準の取扱い

IASBが包括レビューの過程でSME基準において最も重要だと考えていることの一つに、2009年のSME基準後に公表された完全版IFRSをどのように組み込むかということがあった。特に、完全版IFRSとの整合性と、中小企業のニーズを注視した安定的な別個の基準という位置づけとのバランスが重要であった。

これに対応して、IASBは完全版IFRSにおける新規及び改訂基準について、今回の包括レビューにおいては、将来のレビューよりも

SME 基準の安定性が求められるという重大なニーズがあることに留意し、大幅な修正は行わなかった。そのため IASB は、安定性を考慮し、IFRS 第 3 号 (2008 年)、IFRS 第 10 号、第 11 号、第 13 号及び IAS 第 19 号 (2011 年) を組み込まないことを決定した。

また、IASB は今後のレビューにおいても、以下のようにすることを決定した (BC188 項)。

- ① 新規及び改訂基準は個別に考慮されて SME 基準に組み込まれる。
- ② 新規及び改訂基準は公表されるまでは検討の対象にはならないが、これらの適用後レビューの完了まで待つことはない。
- ③ 僅少な変更や年次改善もケースバイケースで検討される。
- ④ 新規及び改訂基準は公表と同時に SME 基準への組み込みが考慮されることがあるが、SME 基準の安定性に鑑みて、その多くは、次の定期的レビューにまわされることになる。

(3) SME 基準の翻訳

本修正においては、翻訳について特段の言及はなされていない。ただし、現行基準が日本語も含め既に 21 言語に翻訳¹⁶されていることを考えると、本修正基準も同様に広く翻訳されることが期待される。日本語については、日本公認会計士協会が公式な翻訳の作成を準備している。

(4) SME 基準の導入国について

SME 基準が既に 73 か国に適用又は適用予定となった背景として、導入国では単に非上場・非公開・中小規模会社向け会計基準を置き換えるだけではなく、そもそも SME 基準が各国の法制度などに照らして受け入れやすいもので

あったのではないかと推測している。

すなわち、中小企業の一般目的財務諸表に関して、各国会社法などの法制に基づき、独立した第三者 (会計士など) による監査・レビューなどの保証と公示が要求されること、あるいは、税務申告又は融資実務の際に監査済財務諸表の提出が求められることや監査事務所が税務申告サービスも同時に提供していることも関連があるかもしれないと考えており、今後の実務的な観点での調査の課題としたい。

6. おわりに

SME 基準を広く紹介する機会が少ないことから、執筆の機会をいただきました財務会計基準機構に深謝いたします。また、SMEIG メンバーの採用にあたり、日本公認会計士協会と企業会計基準委員会/財務会計基準機構の皆様のお力添えも大変ありがたく思っております。日本公認会計士協会の SME/SMP 対応専門部会の先生方にもご助言をいただいております。所属事務所の理解もあり、時間を割いて調査も継続できております。

本稿で私的なことを記載し恐縮ですが、就任手続にあたり関係諸機関との調整で特にご尽力いただいた、日本公認会計士協会石井和敏 IFRS・国際グループ長には、常日頃より大きなご支援をいただいております。この場を借りてお礼申し上げます。次第です。

皆様への恩返しは、業務があればですが残り 1 年半あまりの任期を全うすることと、地道な調査の継続だと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

16 IASB のウェブサイト SME 基準に関する “Non-English Resources”
<http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Pages/Non-English.aspx> (2015 年 10 月 11 日閲覧)